

第4章 計画の推進について

第1節 推進体制

計画の推進にあたっては、まちづくり課を中心に、国や県、町内関係部局との連携を図るとともに、男女共同参画推進委員をはじめとした各種委員、町民や地域活動団体、企業などと連携・協力し、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

1. 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、関係機関との調整や進行管理を行うよう、推進体制の構築を図ります。
2. 住民参加による男女共同参画推進計画の進捗状況の確認と検証を行い、各施策の効果的な推進に努めます。
3. 舟形町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
4. 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための体制づくりを推進します。
5. 国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換などを行い、連携を進めます。

第2節 計画の進行管理

町内の各課が実施する男女共同参画関連事業について、ヒヤリングなどにより調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

また、施策の評価・検証については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検証を行い、計画の実現に努めます。